「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案についての意見・情報の募集」の結果について

令和　８年　４月　30日
農　林　水　産　省

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案について、令和８年２月17日から令和８年３月18日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、17人の方から17件の御意見が寄せられました。

その御意見の概要と御意見に対する当省の考え方は別紙のとおりです。

御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
農林水産省　大臣官房
新事業・食品産業部　食品製造課
代表：03-3502-8111
直通：03-6744-1869（内線 4153）